

指定管理者公募要項等に関する質問回答（臨港パーク）

No.	種別	項目	質問	回答
8	業務仕様書	3ページ	<p>臨港パーク内のふれあいショップのほか、以下モニュメントや植樹等について、指定管理者の管理対象外であるという認識でよろしいでしょうか。また、境界線が不明な箇所、港湾道路の線形が変更されていることから、国際交流ゾーン(1階・2階)・臨港パーク・耐震バース・ノース・キングモール橋・クイーンモール橋・女神橋等の境界線と併せて、管理区域を改めて明確に図示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虹のオブジェ（所管不明） ・リマちゃん像（横浜ペルー協会） ・フルーツツリー（文化観光局） ・TICAD 記念植樹（国際局） ・開港 150 周年植樹（横浜青年会議所） ・テルアビブ・ヤッフォ市と横浜市友好記念植樹（文化観光局） ・防災備蓄倉庫 ・非常放送設備 ・風力発電サイン ・標柱を含むバス停留所 ・臨港パーク駐車場地震計 ・平成 31 年 10 月 7 日に記者発表されたカフェ・レクリエーション等の拠点の施設及び建築敷地等 	<p>指定管理対象は以下の通りです。</p> <p>虹のオブジェ、TICAD 記念植樹、開港 150 周年植樹、テルアビブ・ヤッフォ市と横浜市友好記念植樹、標柱を含むバス停留所（交通局が管理するものを除く）</p> <p>また、管理区域については、公表されている業務仕様書を原則とします。ただし、より詳細な図面の提供が必要な場合には、賑わい振興課にご連絡ください。</p>